

# 補償金関係業務の執行に関する規程

(令和2年度)

一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（以下「本会」という。）の補償金関係業務の執行にあたって、著作権法の一部を改正する法律（平成30年法律第30号）による改正後の著作権法（以下「新法」という。）第104条の14第1項に規定する「補償金関係業務の執行に関する規程」として、新法第104条の14第2項、著作権法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第360号）による改正後の著作権法施行令（以下「新政令」という。）第57条の10第1項及び著作権法施行規則の一部を改正する省令（平成30年文部科学省令第37号）による改正後の著作権法施行規則（以下「新省令」という。）第22条の5に規定する事項を定めることを目的とする。

(補償金の分配)

第2条 本会が受領する授業目的公衆送信補償金（以下「補償金」という。）は、著作権者又は著作隣接権者に分配することを目的とするものであるところ、令和2年度においては、補償金額を無償とすることから、分配を行わないものとする。

(著作権等の保護に関する事業等のための支出)

第3条 新法第104条の15第1項に規定する著作権等の保護に関する事業（以下「共通目的事業」という。）を実施するために必要な資金（以下「共通目的基金」という。）は、本会が受領する補償金額が無償のため、支出しないこととする。

(管理手数料の額等)

第4条 補償金の管理に必要な手数料（以下「管理手数料」という。）は、令和2年度においては、補償金額を無償とすることから、管理手数料は無償とし、その徴収は行わないこととする。

(補償金の額の公示)

第5条 補償金の額について文化庁長官の認可を受けたときは、すみやかに、

その額及び算定の基礎となるべき事項を本会のホームページに掲載し、公示するものとする。

(本規程の制定又は変更)

第6条 この規程の制定又は変更については、文化庁長官に届け出るものとする。

附則

1. 本規程は、著作権法の一部を改正する法律（平成30年法律第30号）のうち第35条の改正規定の施行の日から令和3年3月31日までの間実施する。